

2013年12月27日

会員会社に対する処分について

日本SMO協会  
会長 谷口 隆雄

日本 SMO 協会は、会員会社であるサイトサポート・インスティテュート株式会社の肥満症を対象とした一般医薬品の治験に係る事案について、今般、当協会の会則、第8条の2項に定める「会員としてふさわしくない行為があった場合、また特別な事情がある場合には、理事会の決議を得て、本会の会員資格を停止又は除名することができる」に該当すると判断し、サイトサポート・インスティテュート株式会社に対して、「6か月間(2014年1月1日～2014年6月30日)の会員資格停止」の措置を取ることを決定いたしました。